

(仮称) 新郡山布引高原風力発電所環境影響評価準備書について

本事業は、郡山市湖南町に設置されている郡山布引高原風力発電所の更新のため、既設風力発電機 33 基及びその基礎を撤去し、出力が 68,800 キロワットの風力発電所を整備する計画である。新たに設置する風力発電機については、単機出力が 4,300 キロワットのものを 16 基設置する計画としている。

また、対象事業実施区域の半径 10 キロメートル以内では、1 件の風力発電所が稼働中であり、1 件の風力発電事業が環境影響評価手続中である。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）への記載にあたっては、平易な表現や図を用いるなど、理解しやすい内容とする工夫に努めること。併せて、環境影響評価図書を縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にする等、利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、周辺住民や関係者等に対し適切なコミュニケーションを図り、丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。また、住民との協議事項や説明会における質疑応答等の内容については、その要旨を公開するなど、透明性の確保に努めること。
- (3) 工事を含む事業実施にあたっては、周辺農業に影響が及ばないよう、十分に配慮すること。また、風力発電機や工事用資材等の運搬にあたっては、交通安全対策を講じるとともに、沿線住民及び関係市町村に対して事前に運搬経路や時期を周知すること。
- (4) 本事業は風力発電所のリプレース事業であることから、既存事業を実施する中で得られた知見や環境影響を検証した結果を、風力発電設備等の配置の検討結果に記載すること。また、既存の風力発電設備等の用地、既存道路や送電線等を活用し、土地の改変等による環境への影響の回避又は低減に努めること。
- (5) 環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に影響を与える新たな事情が生じた場合には、適時適切に評価項目等の見直しや追加の調査等を行うこと。
- (6) 設置する風力発電機の単機出力が既設のものよりも大きくなることから、環境影響が及ぶ範囲等については、十分に検討し評価書に記載すること。また、工事用資材等の搬出入ルートや積替え場の場所が確定した場合には、それらに応じた調査地点の追加等を検討し適切に環境影響評価を実施するとともに、評価書に記載すること。
- (7) 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者により稼働中の風力発電所及び計画中の風力発電事業があることから、それらの環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、累積的な影響の評価結果をより具体的に記載すること。また、当該事

業と周辺事業の近隣の住宅に対する累積的な影響について検討をすること。さらに、対象事業実施区域周辺で他事業者が風力発電事業を行うにあたり環境影響評価を実施する場合には、本事業における風力発電機の設置場所や仕様、動植物や景観等の調査結果等の情報提供に努めること。

- (8) 準備書についての一般の意見に対する事業者の見解を評価書に示す際には、意見内容の趣旨を踏まえ具体的に記載すること。また、一般の意見に対する事業者見解の対応として、専門家等への意見聴取を実施した場合には、意見聴取の結果等を事業実施前に住民に説明することを検討すること。
- (9) 国指定天然記念物「赤津のカツラ」は対象事業実施区域から除外されているが、その周辺に工事用資材等の搬出入路が設置されることから、工事用資材等の搬出入の方法等について関係機関に必要な情報提供及び協議を実施すること。また、計画の変更等が生じた場合も関係機関と協議すること。
- (10) 環境影響評価に用いる既存の各種資料及び法令等の基準値等については、十分に精査すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動等について

- ア 撤去工事や工事用資材等の搬出入に伴う車両の走行の集中が生じないよう走行ルートを検討し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう騒音、振動等に対する環境保全措置の実施に万全を期すとともに、更なる環境影響の低減に努めること。また、事前に関係市町村や住民への説明や協議を適切に実施し、住民の不安の払拭に努めること。
- イ 施設の稼働による騒音の予測における風速の設定条件について、再度検討を行い設定根拠を評価書に示すこと。併せて、施設の稼働に係る騒音の予測及び評価結果について検討を行い、評価書に示すこと。
- ウ 施設の稼働による騒音の予測について、新設する風力発電機は、既設の風力発電機と比較するとA特性パワーレベルが高い傾向にあり、影響する範囲が広くなることが考えられる。このことから、周辺の住宅と十分な離隔を確保するとともに、影響を把握するための事後調査を実施すること。
- エ 施設の稼働による騒音及び超低周波音の評価にあたっては、最新の知見を用いるとともに、現況からの影響の増加分を可能な限り小さくするため、風力発電設備の適正な配置や構造等の検討を含め、影響が十分に回避又は低減されているかの観点から評価するよう努めること。また、騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることを踏まえ、環境保全措置を確実に実施するとともに、事後調査の実施を検討すること。
- オ 工事用資材等の搬出入に係る騒音の予測結果について、TN-1における予測結果は、参考値としている環境基準値を上回っている。そのため、騒音の影響を低減するための追加の環境保全措置を検討するとともに、それによる低減の効果を具体的に示すこと。

(2) 水環境について

- ア 水質汚濁防止のため、調整池、沈砂池等の維持管理を適切に行うこと。また、沈砂池の設置に伴い雨水の排出箇所が増加し、渓流に流入する水量への影響が懸念されることから、渓流に流入する排出量予測に基づく水量変化に対する環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。
- イ 工事による水環境への影響について、排水の流入量は降水等により変化することを踏まえ、水の濁りに関する事後調査の実施及びその結果の公表について検討すること。また、排水が河川と合流する地点の下流側において、水の濁りについて目視により確認し、水の濁りを確認した場合には速やかに必要な措置を講じること。
- ウ 対象事業実施区域及び周辺には、農業用水として利用している河川もあることから、工事や事業実施における土砂や濁水の発生による周辺河川及び猪苗代湖への影響を回避又は低減するよう、環境保全措置を確実に実施すること。

(3) 地形及び地質について

- 風力発電施設の設置箇所及び搬入道路での地形改変における谷頭部での盛土について、土砂災害防止の観点から、土砂の流出防止対策や斜面の安定対策等の環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

(4) 動物、植物及び生態系について

- ア 地形改変等により動物の生息状況に影響を及ぼす可能性があるため、工事工程における休工や工事を再開する場合の考え方について、希少猛禽類の保護の観点から、営巣期等を含めて検討を行い、その結果を評価書に記載すること。検討結果の記載にあたっては、過去の事例や資料等の根拠を明らかにすること。
- イ 森林の伐採や土地の改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮等、現地調査の結果を事業計画に反映したうえで、環境保全措置を徹底し、対象事業実施区域及びその周辺の動植物・生態系への影響を最大限低減すること。また、事後調査等により、生態系への影響が確認された場合、専門家の意見や関係機関との協議を踏まえ、必要に応じて事業の変更等や追加的な環境保全措置を講じること。
- ウ 既設の風力発電事業におけるバットストライク及びバードストライクの調査結果を踏まえ、特にブレード・タワー等への接近・接触の可能性があるとされた種については、専門家等の意見を踏まえ環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。また、カットイン風速の設定を適切に行う等、バットストライク及びバードストライクの対策を確実に実施すること。
- エ 対象事業実施区域及びその周辺は、コウモリ類及び希少猛禽類の生息が確認されているほか、鳥獣保護区と隣接している。そのため、営巣地からの距離や騒音による影響の観点から環境保全措置を検討し、コウモリ類及び鳥類への影響を回避又は極力低減すること。
- オ クマタカの調査結果について、対象事業実施区域内で繁殖指標行動が確認されているほか、対象事業実施区域周辺で営巣地が確認されていることから、対象事業実施区域周辺の飛翔状況の確認等によりクマタカの生息状況の把握に努めるとともに、環境保全措置を適切に行うことにより、それらへの影響を極力低減すること。

カ 改変部分の種子吹付や植生ネット等による緑化について、実施時期や気象条件等により生育が思わしくない場合は、経過を確認し、植生が早期に回復するよう対応すること。また緑化にあたっては、やむを得ない場合を除き在来種を選定し、周辺の自然環境への影響が最小限となるよう努めること。

キ 生態系に関する環境影響評価について、クマタカは上位性注目種の候補に選定されていないが、上位性注目種に選定されているノスリに次いで対象事業実施区域周辺での確認例が多いことを踏まえ、上位性注目種とし、生態系に関する調査、予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に記載すること。

ク 本事業は風力発電所のリプレース事業であるが、本事業におけるバットストライク及びバードストライクに係る事後調査の調査回数は、既存の風力発電事業での事後調査よりも少ない計画となっている。鳥類及びコウモリ類の死骸の持ち去り等による未発見個体が発生する可能性も踏まえ、本事業におけるバットストライク及びバードストライクに係る事後調査について、既存の風力発電事業での事後調査と同等以上の調査日数及び調査頻度を検討し、その結果を評価書に記載すること。

ケ 対象事業実施区域の西側には会津山地緑の回廊が隣接しており、本事業による地形改変及び施設の存在・施設の稼働により、付近の希少猛禽類の行動圏や希少な植物の生息状況が変化する可能性を踏まえ、会津山地緑の回廊における生態系に関する事後調査を実施すること。また、生態系に関する保全措置の検討にあたっては、生態系ネットワーク（生物多様性を保全するために、優れた自然環境を持つ地域を核として、これらを有機的につなぐ取り組み）の観点に配慮すること。

(5) 景観について

設置する風力発電機は、既設のものより大型化すること、風力発電機の具体的な色彩の検討がなされていないことを踏まえ、想定される色彩等に応じた主要な眺望景観からのフォトモンタージュを作成すること等を検討し、その評価結果をその過程も含めて評価書に記載すること。

(6) 放射線について

沈砂池に堆積した汚泥について、放射性物質濃度を測定し、適切に管理すること。

(7) 廃棄物について

既設の風力発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物について、GFRP（ガラス繊維強化プラスチック）のリユースやリサイクルの可能性を再検討し、その結果を評価書に記載すること。また、リユースやリサイクルが可能な場合には、より環境負荷が少ない手法を選択すること。

3 その他

- (1) 冬期の事後調査や風力発電設備の維持管理においてスノーモービル、雪上車を使用する際には、騒音による周辺への影響等、使用にあたっての留意点を評価書に記載すること。
- (2) 事業実施に伴い生じる樹木の伐採について、現況と既存の事業実施時との写真の比較等により、改変の程度を分かりやすく示すこと。

(3) 事業の実施にあたって必要となる他の法令・条例等の手続については、それらを所管する関係部局等に確認や協議を実施し、遺漏がないよう対応すること。